

日本共産党新潟市議会議員団の野本孝子です。

議案第 71 号「新潟市区自治協議会条例の一部改正について」の反対討論を行います。

区自治協議会は、平成 18 年に制定された「新潟市区自治協議会条例」によって各区に設置され、住民自治を発展させ、分権型政令市の実現に大きな役割を果たしてきました。区自治協の設置の根拠は、条例の第 1 条で、「地方自治法の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区自治協議会を置く」と明記され、地方自治法の法的な根拠を持つ市の正規の審議機関と位置付けられています。地方自治法に基づくことによって、市長はその意見を無視することは制度上許されないなどの権限が区自治協にはあります。

ところが今回の条例改正は、「組織のありかたを区の実情に合ったものにする」として、区自治協を地方自治法に基づかない、本市独自の協議会とし、単なる市長の附属機関とする内容です。このことは区自治協議会の位置づけを根本的に変えるものであり、区自治協議会がこれまで果たしてきた住民参加機能と自治機能を低下させるものとなります。

本市の区自治協議会は H19 年に設置され 6 期目を迎えています。1 期で各区約 30 人、市全体では約 250 人が委員となり、今まで延約 900 人の市民が構成員として参加し、うち公募委員は約 180 人です。市及び区の政策形成過程にこれだけの市民が参加し、そこでの多様な意見や審議内容は、質的にも量的にも住民自治を発展させることに結び付いてきました。しかし、今回の条例改正（案）では、委員の「学識経験者」や「公募による者」の記述がなくなり、「再任されることができる」として任期制限をなくすなど、住民参加機能が低下する懸念があります。

また、この間区自治協から出された 58 件の建議や要望は、BRT や市立小中学校の適正配置など、市全体の施策に関連するものも多くあります。これらの意見は、市長の意思を拘束するものではありませんが、勘案する義務があり、本市の運営にも反映されてきました。条例改正（案）では、現行の「市が処理する区の区域に係る事務に関すること」が削除され、「地域課題に関すること」に諮問・建議内容が狭められ、自治機能の低下につながる恐れがあります。

ありかた検討会では、行政からの自治協に決定権がないものの報告の多さや、自治協提案事業の実施主体としての負担感などの解決を求める意見が出されましたが、今回出された条例改正案のような、制度の抜本的変更を求める意見はありませんでした。本市の区自治協を通じて住民の意見を反映する制度については、全国的な評価は高く、他の政令市を初め多くの自治体が視察に訪れています。この制度の根幹である地方自治法に基づく位置づけを堅持しながら、分権型政令市実現の協働の要としての自治協のさらなる発展に努めていくことが求められていることを申し上げて、反対討論とします。